

# 第27回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日（金）午後2時00分～2時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 高田 洋子
  - 5番 齊藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名について  
  
第2 議案  
第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）  
第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第80号 農用地利用集積等促進計画（案）について  
  
第3 報告  
第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第27回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、10名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第27回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。
<p>&lt;会長挨拶&gt;</p>	
<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番横山宏委員、議席番号7番松島章倫委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p>	
<p>議事日程第2、議案第78号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について、事務局より説明を願います。</p>	
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第78号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があつたので、審議の決定を求めます。令和7年9月10日、邑楽町農業委員会会长、横山正行。</p>
<p>番号1番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「自身で農地を管理できないので、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては9月5日、2班の皆さんと現地確認を行いました。これからも農地として適切に管理するよう、申し渡し済みです。以上です。</p>	
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
(挙手なし)	
<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>	

	(挙手全員)
会長（横山）	<p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第79号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より、説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第79号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があつたので、意見の決定を求めます。令和7年9月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「現在、大泉町に住んでいます。自分たちの家が欲しいと土地を探しておりましたところ、妻の父が申請地を住宅敷地として使っても良いと言ってくれました。申請地は大規模指定既存集落として指定された区域に位置しています。資金の用意も整いましたので、自己用住宅を建築したく申請いたします。」とのことです。転用目的は「一般住宅用地（使用貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
4番（高田）	<p>4番高田洋子委員</p> <p>4番高田です。9月5日2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料の4ページ、付近状況図は5~7ページを参照してください。申請地は篠塚駅東方面に500m内の公共施設近距離区域内の農地です。第2種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	(挙手なし)
会長（横山）	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より、説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「当社では、世界で深刻化する環境課題の動向と、自らの経営理念を踏まえ、環境ビジョンをさくてい、2030年のCO2排出量をグループ全体で42%、鉄道業で使用する電力によるものを46%削減することを目指しています。所有施設外に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を当社グループの所有施設で全量を消費いたします。現在の電力会社からの使用電力の一部を再エネ電力に変えることで、温暖化対策、CO2排出削減に寄与することを目的としています。地権者様において協議が整いましたので、この度申請をさせていただきました。」とのことです。転用目的は「太陽光発電設備設置用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては8ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>1番金子節夫委員</p>
1番（金子）	<p>1番金子です。9月5日2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字曼陀羅地内、案内図と付近状況図は共に8ページを参照してください。申請地は南側が明野市街化区域でそこから500m以内の市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	(挙手なし)
会長（横山）	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について、事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書4ページをご覧ください。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「申請地の南西150m程の所で廃棄物収集事業を営み、主に邑楽地区、館林地区を対象としています。昨今の大量消費時代に呼応して年々業務を拡大してきたため、駐車場及び資材置場用地が不足し困窮しておりました。。そんな折、譲渡人が申請地を売却することで話がまとまり、露天駐車場用地及び露天資材置場用地として利用したく本申請に至りました。」とのことです。転用目的は「露天駐車場用地及び露天資材置場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>6番横山宏委員</p>
6番（横山）	<p>6番横山です。9月5日2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料の11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は鞍掛工業団地の市街化区域から北方面に約70mに位置しています。市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>

会長（横山）	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は举手をお願いします。</p> <p>（举手全員）</p> <p>举手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>4番について、事務局より、説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私は土地所有者の息子であり、現在は町内の借家住宅に住んでおります。結婚して家族が増え現在の借家住宅が手狭になりました。資金面の都合もついたので、今回、実家から近く住宅地に適している申請地を使用貸借で借り受け、住宅を建築したく、申請します。」とのことです。転用目的は「農家住宅用地（使用貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては15ページから18ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
	<p>1番金子節夫委員</p>
1番（金子）	<p>1番金子です。9月5日2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料の15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は第26区公民館から北東に数十メートルに位置しています。第1種農地と判断されますが、集落に接続しているので、不許可の例外と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は举手をお願いします。</p> <p>（举手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は举手をお願いします。</p>

	(挙手全員)
会長（横山）	挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 5番について、事務局より、説明を願います。
事務局(國府田)	番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「石打地内から大泉町大字吉田地内までを通過している特別高圧送電線の架空地線張替工事に伴い、小泉線No.5鉄塔周りの土地(大泉署職員駐車場並びに大泉交通安全協会職員の駐車場として利用中)を工事用地として借受したいため、申請地を代替駐車場として用意し、大泉署職員並びに大泉交通安全協会職員へ貸借するため申請するものです。」とのことです。転用目的は「露天貸駐車場用地(貸貸借)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては19ページから22ページを参照してください。以上です
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。
	6番横山宏委員
6番（横山）	6番横山です。9月5日2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字西ノ根地内、案内図は資料の19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地は大泉警察署と交通安全協会の東隣です。東部鉄道の東小泉駅から南方面500mに位置していて、公共施設近距離区域内の第2種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
	無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)

会長（横山）	<p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案 第80号、農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題といたします。令和7年度11月農用地利用集積等促進計画（案）について事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>別添資料の令和7年度11月農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。議案第80号、令和7年度11月農用地利用集積等促進計画（案）について、意見の決定を求めます。令和7年9月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>令和6年度までは農業経営基盤強化促進法における農地の貸借契約については、農用地利用集積計画として農業委員会への意見聴取後、町当局より公告、という流れで行っておりましたが、法令改正により、農用地利用集積計画が廃止され、農用地利用集積等促進計画になり、それに伴い、町での公告ではなく、農地中間管理機構へ提出し県知事が認可、公告を行い効果が発生するということに変更となります。それでは改めて別添の資料「農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。今回貸借される農地について説明いたします。面積は田が235,466m<sup>2</sup> 畑が111,139m<sup>2</sup> 合計で346,605m<sup>2</sup>となります。筆数は田が166筆、畑が96筆、合計で262筆となります。農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るためにこの計画を定めるよう、法令に従い農地中間管理機構へ提出・要請をしたいと考えております。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員よって、本件は原案のとおり、農地中間管理機構へ送付することに決定いたしました。</p>
	<p>議事日程第3、報告第28号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、一括して報告をお願いします。</p>

事務局(國府田)	<p>議案書 5 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 28 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和 7 年 9 月 10 日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、23 ページを参照してください。</p> <p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、23 ページを参照してください。</p> <p>以上、報告といたします。</p> <p>会長（横山）</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第 27 回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p>
----------	---

令和 7 年 9 月 10 日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 横山 宏

委員 松島 章倫